

# 「本校のいじめ防止の取組」について

## 法による「いじめ」の定義について

いじめは、いじめ防止対策推進法によって「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されています。

社会通念上のいわゆる「いじめ」だけでなく、従来では「けんか」や「お互い様」と捉えられていたような人間関係によるトラブルを含めて「いじめ」と捉え、早期に対応することが重要です。

すべての児童が安全・安心な学校生活を送るために、今の「いじめ」の定義があります。

## 令和5年度の本校の「いじめの認知件数」について (令和5年11月末現在)

いじめは「覗き込まないと見えません」。軽微なものも含めて積極的に認知することによって、いじめの重篤化を防ぎます。

令和5年度の本校のいじめの認知件数は、令和4年度に比べて増加傾向です。しかし、いじめの早期発見・対応に向けて、取り組んでおります。引き続き、全教職員で「いじめは絶対に許さない」という意識をもつとともに、児童への人権教育の啓発を進めてまいります。

## 本校の「いじめ防止の取組」について

本校では、学校いじめ防止基本方針に則り、いじめに組織的に対応しています。

お子様のことでの心配事や違和感を感じたら、ぜひ学級担任に相談してください。学校いじめ対策委員会にて組織的に対応していきます。